

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(簡易吸收合併)
2020 年 4 月 1 日

デンカ株式会社

2020年4月1日

デンカ株式会社
代表取締役社長 山本 学

当社は、2019年10月15日付でデンカ生研株式会社（以下「デンカ生研」という。）との間で締結した吸收合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、デンカ生研を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」という。）を行いました。本件吸收合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本件吸收合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2020年4月1日

2. 吸收合併消滅会社における事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 本件吸收合併をやめることの請求にかかる手続の経過

吸收合併消滅会社であるデンカ生研は当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2に基づく株主からの本件吸收合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求にかかる手続の経過

吸收合併消滅会社であるデンカ生研は当社の完全子会社であったため、会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求にかかる手続について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求にかかる手続の経過

吸收合併消滅会社であるデンカ生研は新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条に基づく新株予約権買取請求にかかる手続について、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続の経過

吸收合併消滅会社であるデンカ生研は、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、2019年10月23日付の官報および電子公告において、同条第1項第1号に掲げる債権者に対し、本件吸收合併に関する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに、債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸收合併存続会社における事項（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 本件吸收合併をやめることの請求にかかる手続の経過

本件吸收合併は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併であり、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求にかかる手続の経過

本件吸收合併は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併であり、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続の経過

吸收合併存続会社である当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、

2019年10月23日付の官報および電子公告において、同条第1項第1号に掲げる債権者に対し、本件吸収合併に関する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに、債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもってデンカ生研の資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併による変更登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2020年4月1日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

(別紙)

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸收合併)

2019 年 10 月 23 日

デンカ生研株式会社

2019年10月23日

デンカ生研株式会社
代表取締役社長 高橋 英喜

当社は、2019年10月15日付でデンカ株式会社（以下「デンカ」という。）との間で締結した吸收合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸收合併消滅会社、デンカを吸收合併存続会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」という。）を行うこととしました。本件吸收合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2019年10月15日付で当社とデンカが締結した吸收合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社がデンカの完全子会社であることから、本件吸收合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸收合併存続会社に関する事項

① 吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

デンカの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

② 吸收合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸收合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸收合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

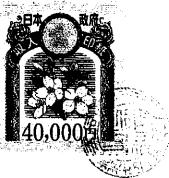
本件吸收合併効力発生日後のデンカの資産の額は、債務の額を十分上回ることが見込まれます。また、本件吸收合併後のデンカの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、デンカの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件吸收合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第182条第1項第6号）

本事前開示開始日以降、上記事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

合併契約書



合併契約書

デンカ株式会社（以下「甲」という。）及びデンカ生研株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併（以下「本吸収合併」という。）を行うこととし、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、吸収合併の方法により、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条 （吸収合併する会社の商号及び住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

名称：デンカ株式会社
住所：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(2) 吸収合併消滅会社

名称：デンカ生研株式会社
住所：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

第3条 （吸収合併の対価）

甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対して金銭その他の財産を交付しない。

2019年10月15日

第4条 （吸収合併存続会社における資本金及び準備金の額）

本吸収合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条 （効力発生日）

本吸収合併が効力を生ずる日は、2020年4月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。
但し、本吸収合併の手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は、協議し、合意の上で、これを変更することができる。

第6条 （吸収合併の承認）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本吸収合併を行う。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本吸収合併を行う。

第7条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理するものとする。

第8条 （本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本吸収合併の実行に重大な支障となり得る事象が発生若しくは判明した場合、協議し、合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 （本契約に定めのない事項）

甲及び乙は、本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、協議し、合意の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

甲： 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
デンカ株式会社
代表取締役社長 山本 学



乙： 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
デンカ生研株式会社
代表取締役社長 高橋 英喜



計算書類等

(自 2018年4月1日至2019年3月31日)

- ・事業報告
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・会計監査報告
- ・監査報告

事 業 報 告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、個人消費の持ち直しや設備投資が増加するなど、景気は緩やかに回復しましたが、期後半には輸出や生産の一部に弱さがみられました。世界経済は、米国を中心に全体としては緩やかな回復基調が続きましたが、米中貿易摩擦の顕在化や英国のEU離脱問題など、先行きに対する懸念が高まりました。

化学工業界におきましては、原材料価格の上昇などがありました、企業収益は総じて堅調に推移しました。

このような経済環境のもとで、当社グループは、企業理念 “The Denka Value” を実現すべく、2018年度より5ヵ年の新経営計画「Denka Value-Up」をスタートいたしました。そして、「Denka Value-Up」の3つの成長ビジョン「スペシャリティーの融合体」「持続的成長」「健全な成長」に基づき、2つの成長戦略である「事業ポートフォリオの変革」と「革新的プロセスの導入」を推進し、業容の拡大と収益の確保に注力いたしました。この結果、新経営計画の初年度となる当期の業績は、原材料価格の上昇に応じた販売価格の改定や、電子・先端プロダクト製品を中心とした販売数量の増加により、売上高は4,131億28百万円と前年同期に比べ174億98百万円(4.4%)の増収となり、過去最高を更新しました。収益面では、スチレンモノマーの定期修繕や、ヘルスケア分野などで将来に向けた先行投資による費用負担が増加しましたが、販売数量の増加や交易条件の改善により、営業利益は342億28百万円(前年同期比5億76百万円増、1.7%増益)、経常利益は328億11百万円(前年同期比13億11百万円増、4.2%増益)、親会社株主に帰属する当期純利益は250億46百万円(前年同期比20億10百万円増、8.7%増益)となり、それぞれ2期連続で過去最高益を更新しました。

なお、2018年4月1日付で、高純度導電性カーボンブラック「デンカブラック」を、従来の「エラストマー・機能樹脂部門」から「電子・先端プロダクト部門」に変更しており、以下の営業概況説明では、前年同期の数値を変更後の区分方法により作成し記載しております。

以下、部門別の営業概況をご説明申しあげます。

<エラストマー・機能樹脂部門> (売上高 1,792億37百万円)

クロロプレンゴムは、米国の子会社デンカパフォーマンスエラストマー社が寒波の影響により減産となり販売数量は減少しましたが、販売価格の改定が進み増収となりました。また、シンガポールの子会社デンカシンガポール社のポリスチレン樹脂、MS

樹脂は販売数量が増加し増収となり、A B S樹脂の販売は堅調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は1,792億37百万円と前年同期に比べ91億27百万円(5.4%)の増収となりました。

<インフラ・ソーシャルソリューション部門> (売上高 548億46百万円)

特殊混和材や、農業・土木用途向けのコルゲート管、耐火物・鉄鋼用材料の販売は堅調に推移しましたが、一方でセメントは販売価格の是正が遅れ、肥料の出荷は低迷しました。また、一部の製品では台風など自然災害の影響による出荷減がありました。

この結果、当部門の売上高は548億46百万円と前年同期に比べ17億円(3.2%)の増収となりました。

<電子・先端プロダクト部門> (売上高 671億13百万円)

電子回路基板および高信頼性放熱プレート“アルシンク”や、放熱材料向け球状アルミナは、販売数量が増加し増収となりました。また、高純度導電性カーボンブラックはリチウムイオン二次電池向けや高圧送電ケーブル向けの販売数量が伸長し増収となりました。一方、電子部品・半導体の搬送用部材である“デンカサーモフィルムALS”等の機能フィルムや、LED用サイアロン蛍光体“アロンブライト”的販売は前年を下回りました。

この結果、当部門の売上高は671億13百万円と前年同期に比べ44億99百万円(7.2%)の増収となりました。

<生活・環境プロダクト部門> (売上高 390億34百万円)

プラスチック雨どいや工業用テープの販売は増収となり、食品包材用シートやデンカポリマー株式会社の加工品の販売も堅調に推移しました。このほか、合織かつら用原糸“トヨカロン”的販売は前年同期並となりましたが、耐候性フッ素系アロイフィルム“DXフィルム”は前年を下回りました。

この結果、当部門の売上高は390億34百万円と前年同期に比べ19億46百万円(4.7%)の減収となりました。

<ライフイノベーション部門> (売上高 341億4百万円)

デンカ生研株式会社の試薬は国内、輸出とも販売数量が増加し増収となり、インフルエンザワクチンの出荷も前年を上回りました。

この結果、当部門の売上高は341億4百万円と前年同期に比べ17億66百万円(5.5%)の増収となりました。

<その他部門> (売上高 387億91百万円)

株式会社アクロス商事等の商社は取扱高が前年を上回り、デンカエンジニアリング株式会社は完工工事高が増加しました。

この結果、当部門の売上高は、387 億 91 百万円と、前年同期に比べ 23 億 51 百万円（6.5%）の増収となりました。

（2）設備投資等の状況

当社グループは、当期より 5 カ年の新経営計画「Denka Value-Up」をスタートいたしました。「Denka Value-Up」では、数値目標実現のため「事業ポートフォリオの変革」と「革新的プロセスの導入」の 2 つの成長戦略を掲げ、5 カ年で 2,000 億円の投資を計画しており、当期は全体で 327 億 45 百万円の設備投資を実施いたしました。

エラストマー・機能樹脂部門では、当社青海工場や千葉工場などで、86 億 36 百万円の設備投資を実施いたしました。

インフラ・ソーシャルソリューション部門では、当社青海工場や大牟田工場などで、92 億 8 百万円の設備投資を実施いたしました。

電子・先端プロダクツ部門では、当社大牟田工場での球状アルミナの能力増強工事や、デンカシンガポール社での高純度カーボンブラックの能力増強工事など、68 億 42 百万円の設備投資を実施いたしました。

生活・環境プロダクツ部門では、当社やデンカポリマー株式会社などで、21 億 46 百万円の設備投資を実施いたしました。

ライフイノベーション部門では、デンカ生研株式会社などで、58 億 93 百万円の設備投資を実施いたしました。

当連結会計年度中に完成した主要な設備工事といたしましては、当社青海工場での新規高機能エラストマー「Evolmer」の製造ラインの設置や、当社大牟田工場や渋川工場での電子・先端プロダクツ製品の能力増強工事などがあります。また、経営計画「Denka Value-Up」の成長戦略の一つである「革新的プロセスの導入」における「業務プロセス改革」の一環として、本社オフィスのリニューアルを実施したほか、主力工場である青海工場の新総合事務所「Omi Innovation Hub」が竣工いたしました。このほか、建設中の設備工事といたしましては、当社青海工場での新規水力発電所の建設や、デンカ生研株式会社でのインフルエンザワクチン新規製造設備の建設などがあります。

（3）資金調達の状況

資金調達につきましては、当社におきまして、既発行社債の償還に充当するために、2018 年 4 月に普通社債 150 億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業理念 “ The Denka Value ” を実現すべく、昨年度より 5 カ年の経営計画「Denka Value-Up」をスタートさせました。

初年度にあたる 2018 年度は、「Denka Value-Up」で定めた 3 つの成長ビジョンである「スペシャリティーの融合体」「持続的成長」「健全な成長」と、 2 つの成長戦略である「事業ポートフォリオの変革」「革新的プロセスの導入」に則った施策を着実に実行してまいりました。

具体的な取組みとして、まず、重点分野の一つである「ヘルスケア」分野では、主要グループ会社であるデンカ生研株式会社において、インフルエンザワクチンの製造設備を現在の供給能力の 2 倍に増強することを決定したほか、インフルエンザウイルスの迅速検査キット「クイックナビ™－F 1 u 2」専用のデンシトメトリー（光学密度測定）分析装置「クイックナビリーダー™」を、昨年 10 月に新発売いたしました。今後も、デンカグループは、予防・診断・治療それぞれの領域で先進的な技術を展開し、世界の人々の QOL (Quality of life) 向上に貢献してまいります。

また、「環境・エネルギー」分野では、自動車業界の電動化に伴う放熱材料のグローバルな需要拡大に迅速に対応すべく、大牟田工場とシンガポールに総額 80 億円を投じて、セラミックス基板および球状アルミナの生産能力を増強する決定をいたしました。これにより、世界中で普及が進む電気自動車などの環境対応車を中心とした放熱材料市場を強力に牽引してまいります。

一方、世界情勢に目を向けますと、米中貿易摩擦の激化や BREXIT に代表される保護主義の高まり等に加え、自然災害の常態化により、まさに激動の時代を迎えております。昨日まで常識であったことが、今日、突然非常識となる世の中にあって、持続的に成長するためには、グローバルなメガトレンドを的確に捉え、経営計画「Denka Value-Up」を強力に推進していく必要があります。

そのために、次の二つの「変革」を断行することとしました。

第一の「変革」は、2020 年 4 月 1 日付で実施することを決定したデンカグループの二つの再編です。一つ目の再編は、デンカ生研株式会社とデンカを合併し、ヘルスケア事業を統合いたします。デンカ生研は、長年にわたりデンカグループの同事業の中核を担ってまいりました。同事業をデンカグループのコア事業として経営を完全に統合することで、ガバナンスの強化、迅速な意思決定、組織面での強化を実現し、同事業の一層の発展を図ります。二つ目の再編は、ともにグループ商社である株式会社アクロス商事と株式会社 YK イノアスの統合です。この統合により、両社が保有する経営資源の有効活用と販売面でのシナジーの最大化をグローバルに実現し、一層存在感のある化学系商社へと発展することを期待しております。

第二の「変革」は、「Denka Value-Up」達成に不可欠であるスペシャリティー人財確保を目的とした、人事面での改革の実行です。職群制度や人事評価制度の見直しに加えて、人財育成プログラムの充実化やダイバーシティの推進等を通じて、デンカグループの多様な人財が存分に能力を発揮し、会社とともに成長できる環境を整備してまいりま

す。

今後とも、ステークホルダーのみなさまから信頼され、成長し続けるためには、「安全最優先」「環境への配慮」「品質の確保」「人財の育成、活用」「社会貢献」「コーポレートガバナンス」といった、「E S G」の視点を重視した経営が基盤であるとの認識のもと、スペシャリティー企業を目指して邁進いたします。そしてこれらの取組みが、企業理念“ The Denka Value ”の実現、さらには国連の SDGs が掲げる目標の達成につながるものと考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第157期 (2015.4.1~ 2016.3.31)	第158期 (2016.4.1~ 2017.3.31)	第159期 (2017.4.1~ 2018.3.31)	第160期 (当連結会計年度) (2018.4.1~2019.3.31)
売上高 (百万円)	369,853	362,647	395,629	413,128
営業利益 (百万円)	30,634	25,844	33,652	34,228
経常利益 (百万円)	27,022	23,158	31,499	32,811
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	19,472	18,145	23,035	25,046
1株当たり 当期純利益	214円71銭	205円05銭	261円80銭	286円18銭
総資産 (百万円)	443,864	454,944	473,799	483,827
純資産 (百万円)	216,071	227,487	242,780	250,481
1株当たり 純資産額	2,366円74銭	2,526円42銭	2,727円94銭	2,839円16銭
自己資本比率	47.7%	49.1%	50.5%	51.0%
自己資本当期純 利益率(ROE)	9.3%	8.3%	10.0%	10.3%
配当総額 (百万円)	5,836	6,194	9,206	10,479
1株当たり 配当額	65円00銭	70円00銭	105円00銭	120円00銭

(注) 1. 当社は2017年10月1日付を効力発生日として普通株式5株を1株に併合いたしました。これに伴い、上表の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額、1株当たり配当額につきましては、併合が第157期の期首におこなわれたと仮定して算出しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式の総数により算出しております。

3. 第160期の配当総額および1株当たり配当額は、2018年12月にお支払いいたしました中間配当金と本定時株主総会において決議いただく予定の配当金の合計額を記載しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第160期の期首から適用しており、第159期に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社等の状況 (2019年3月31日現在)

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
デンカシンガポールプライベートリミテッド	6,941万シンガポールドル	100.0 (100.0)	アセチレンブラックおよびポリスチレン・機能樹脂製品の製造・販売
デンカケミカルズホールディングスアジアパシフィックプライベートリミテッド	6,870万USドル	100.0	東南・南アジアにおける地域統括持株会社
デンカパフォーマンスエラストマーエルエルシー	6,200	70.0 (70.0)	合成ゴムの製造・販売
日之出化学工業株式会社	300百万円	100.0	肥料および化学製品の製造・販売
西日本高压瓦斯株式会社	80	93.3	高压ガスの製造・販売
株式会社デンカリノテック	50	100.0	コンクリート構造物の補修・設計・施工・管理
デンカアズミン株式会社	300	100.0	肥料および農業資材の製造・販売
電化無機材料(天津)有限公司	250	100.0	特殊混和材の製造・販売
電化創新(上海)商貿有限公司	210	100.0	中国における特殊混和材の事業統括会社
デンカインフラストラクチャーマレーシアスンディリアンブルハド	7,151千マレーシアリンギット	100.0 (100.0)	建設化学品の製造・販売

デンカコンストラクションソリューションズマレーシアスンディリアンブルハド	1,500	100.0 (100.0)	建設化学品の製造・販売
ピーティーヒッサントトレーディングインドネシア	30万USドル	100.0 (100.0)	インドネシアにおける特殊混和材等の販売
デンカアドバンテックプライベートリミテッド	1,700万シンガポールドル	100.0 (100.0)	溶融シリカおよび合纖から用原糸の製造・販売
デナールシラン株式会社	500百万円	51.0	モノシランガス等の製造・販売
電化精細材料（蘇州）有限公司	5,544万中国元	100.0	電子包装材料および食品用包装材料等の製造・加工・販売
電化電子材料（大連）有限公司	1,000百万円	100.0	電子材料の加工・販売
デンカアドバンストマテリアルズベトナムカンパニーリミテッド	1,200万USドル	100.0 (100.0)	電子包装材料および工業用テープの製造・販売
デンカポリマー株式会社	2,080百万円	100.0	各種包装材料およびプラスチック製容器の製造・販売
中川テクノ株式会社	50	100.0	金属雨どい製品の製造・加工・販売
デンカ生研株式会社	1,000	100.0	ワクチンおよび臨床検査試薬の製造・販売
株式会社YKイノアス	100	100.0	工業用原料資材、土木建築材料および内装材料等の販売
デンカケミカルズゲーエムベーハー	25万6千ユーロ	100.0	化学品および電子製品の輸出入・販売
デンカエンジニアリング株式会社	50百万円	100.0	各種産業設備および輸送設備等の設計・施工
株式会社アクロス商事	1,200	68.5	無機工業製品、有機工業製品および工業樹脂等の販売
亜克洛斯商貿（上海）有限公司	30万USドル	100.0 (100.0)	電子包装材料等の販売
台湾超碩股份有限公司	2,900万台湾ドル	100.0 (100.0)	樹脂および半導体関連材料等の販売

(注) 出資比率は、保有株式数を発行済株式数で除して算出しており、() 内は他の連結子会社による間接保有割合を、内数表示しております。

②重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東洋スチレン株式会社	5,000 百万円	50.0%	ポリスチレン樹脂およびスチレン系特殊樹脂の製造・加工・販売
デナック株式会社	600	50.0	モノクロル酢酸の製造・販売
黒部川電力株式会社	3,000	50.0	電力事業

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

次の製品の製造および販売をおこなっております。

事業区分	主要 製 品
エラストマー・機能樹脂部門	クロロpreneゴム、スチレンモノマー、ポリスチレン樹脂、ABS樹脂、クリアレン、耐熱・透明樹脂、ポバールほか
インフラ・ソーシャルソリューション部門	セメント、特殊混和材、肥料、カーバイド、耐火物、環境資材ほか
電子・先端プロダクツ部門	溶融シリカ、電子回路基板、ファインセラミックス、電子包装材料、アセチレンブラックほか
生活・環境プロダクツ部門	食品包装材料、住設資材、生活・産業資材ほか
ライフイノベーション部門	関節機能改善剤、ワクチン、診断薬ほか
その他部門	プラントエンジニアリングほか

(8) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

会社名	主 要 抱 点
当 社	本社：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 支店：大阪、名古屋、福岡、新潟、北陸（富山市）、札幌、東北（仙台市） 工場：青海（新潟県糸魚川市）、大牟田、千葉（千葉県市原市）、渋川、大船（神奈川県鎌倉市）、伊勢崎 研究 所：デンカイノベーションセンター（先進技術研究所、ライフィイノベーション研究所、インフラソリューション開発研究所）（東京都町田市）、ポリマー・加工技術研

	究所（千葉県市原市）
デンカシンガポール プライベートリミテッド	本社・工場：シンガポール
デンカケミカルズホールディングスアジアパシフィック プライベートリミテッド	本 社：シンガポール
デンカパフォーマンスエラストマーエルエルシー	本社・工場：アメリカ・ルイジアナ州
日之出化学工業株式会社	本社・工場：京都府舞鶴市
西日本高圧瓦斯株式会社	本 社：福岡県福岡市
株式会社デンカリノテック	本 社：東京都中央区
デンカアズミン株式会社	本社・工場：岩手県花巻市
電化無機材料（天津）有限公司	本社・工場：中国天津市
電化創新（上海）商貿有限公司	本 社：中国上海市
デンカインフラストラクチャーマレーシアスンディリアンブルハド	本社・工場：マレーシア・セランゴール州
デンカコンストラクションソリューションズマレーシアスンディリアンブルハド	本社・工場：マレーシア・セランゴール州
ピーティーヒッサントトレーディングインドネシア	本 社：インドネシア・ジャカルタ
デンカアドバンテック プライベートリミテッド	本社・工場：シンガポール
デナールシラン株式会社	本 社：東京都中央区
電化精細材料（蘇州）有限公司	本社・工場：中国江蘇省蘇州市
電化電子材料（大連）有限公司	本社・工場：中国遼寧省大連市
デンカアドバンストマテリアルズベトナムカンパニーリミテッド	本社・工場：ベトナム・フンイエン省
デンカポリマー株式会社	本 社：東京都江東区 工 場：佐倉、香取（千葉県多古町）、五井（千葉県市原市）
中川テクノ株式会社	本社・工場：兵庫県加西市

デンカ生研株式会社	本社：東京都中央区 工場：新潟県五泉市
株式会社YKイノアス	本社：東京都文京区
デンカケミカルズグーエム ペーハー	本社：ドイツ・デュッセルドルフ
デンカエンジニアリング 株式会社	本社：東京都中央区
株式会社アクロス商事	本社：東京都港区
亜克洛斯商貿（上海） 有限公司	本社：中国上海市
台灣超碩股份有限公司	本社：台灣新竹市

（9）従業員の状況（2019年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
エラストマー・機能樹脂部門	1,007名 [96名]
インフラ・ソーシャルソリューション部門	1,015名 [126名]
電子・先端プロダクツ部門	1,106名 [107名]
生活・環境プロダクツ部門	1,043名 [177名]
ライフイノベーション部門	882名 [277名]
その他部門	712名 [185名]
全社（共通）	368名 [58名]
合計	6,133名 [1,026名]

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,250名 [515名]	239名増 [153名減]	40.6歳	17.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケート・ローン	25,000 百万円
株式会社みずほ銀行	17,634
M&A調達	12,442
農林中央金庫	5,895
株式会社三井住友銀行	5,498

(注) 1. 「シンジケート・ローン」は株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行および株式会社日本政策投資銀行を幹事とする協調融資によるものであります。
2. 「M&A調達」は株式会社国際協力銀行（J B I C）が民間銀行と手掛ける海外M&A支援融資制度であります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 290,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 88,555,840 株 (うち自己株式 1,571,282 株)
- (3) 株主数 26,821 名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	103,461 百株	11.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	78,104	8.98
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	32,158	3.70
全国共済農業協同組合連合会	29,007	3.33
三井生命保険株式会社	23,816	2.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	17,050	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	15,092	1.74
三井住友海上火災保険株式会社	13,832	1.59
SSB T C C L I E N T O M N I B U S ACCOUNT	13,819	1.59
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 5 1	13,766	1.58

- (注) 1. 当社は、自己株式 1,571,282 株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。
3. 三井生命保険株式会社は2019年4月1日付で大樹生命保険株式会社に商号変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
吉高紳介	代表取締役会長	高压ガス工業株式会社 社外取締役
山本学	代表取締役社長	社長執行役員 高压ガス工業株式会社 社外監査役
綾部光邦	取締役	副社長執行役員 ライフイノベーション部門 総括 デンカ生研株式会社 代表取締役社長
清水紀弘	取締役	専務執行役員 科学技術総括 (C S O) 研究開発 総括 新事業開発部、研究推進部、知的財産部 担当
中野健次	取締役	常務執行役員 インフラ・ソーシャルソリューション部門 総括 コンプライアンス担当 (C C O) 秘書室、内部監査室、総務部、法務室、人事部 担当
佐藤康夫	取締役 (社外取締役)	ワイスメック株式会社 取締役会長
山本明夫	取締役 (社外取締役)	
藤原立嗣	取締役 (社外取締役)	
玉木昭平	常勤監査役	
酒本正徳	常勤監査役	
笹浪恒弘	監査役 (社外監査役)	笹浪総合法律事務所 弁護士
木下俊男	監査役 (社外監査役)	グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社代表取締役 パナソニック株式会社社外監査役 株式会社みずほ銀行社外取締役 株式会社タチエス社外取締役 スリープログループ株式会社社外取締役

(注) 1. 取締役佐藤康夫、山本明夫、藤原立嗣の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役笹浪恒弘、木下俊男の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役藤原立嗣氏は、2018 年 6 月にケイ・エス・オーブル株式会社の執行役員会長を退任しました。
4. 監査役木下俊男氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知識を有する者であります。
5. 監査役木下俊男氏は、2018 年 8 月に株式会社ウェザーニューズの社外監査役を、2018 年 12 月に株式会社アサツーディ・ケイの社外取締役を退任しました。
6. 当社は、取締役佐藤康夫、山本明夫、藤原立嗣、監査役笹浪恒弘、木下俊男の 5 氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である佐藤康夫氏、山本明夫氏、藤原立嗣氏および社外監査役である笹浪恒弘氏、木下俊男氏それぞれとの間に、会社法第 427 条第 1 項に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は 500 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となっております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬等の額	内訳					
			金銭報酬				株式報酬	
			基本報酬		業績連動報酬			
			人員	総額	人員	総額	人員	総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3)	377百万円 (36)	8名 (3)	307百万円 (36)	5名 (一)	44百万円 (一)	5名 (一)	25百万円 (一)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	79 (24)	4 (2)	79 (24)	— (一)	— (一)	— (一)	— (一)
合計 (うち社外役員)	12 (5)	456 (60)	12 (5)	386 (60)	5名 (一)	44百万円 (一)	5名 (一)	25百万円 (一)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の報酬限度額は、2017 年 6 月 22 日開催の第 158 回定時株主総会において年額 5 億円以内（うち社外取締役分 5,000 万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006 年 6 月 29 日開催の第 147 回定時株主総会において月額 1,300 万円以内と決議いただいております。
3. 株式報酬の総額は、当社株式の交付をおこなう株式報酬制度（当社が拠出し

た金銭を原資として当社が設定した信託が取得し、当該信託を通じて取締役（社外取締役を除く）に当社株式および当社株式の換価処分相当額の金銭の交付および給付をおこなう株式報酬制度）に係る当事業年度中の費用計上額であります。

（4）社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役佐藤康夫氏は、ワイスメック株式会社の取締役会長であります。当社とワイスメック株式会社との間に重要な取引はありません。

取締役藤原立嗣氏は、2018年6月までケイ・エス・オ一株式会社の執行役員会長であります。当社とケイ・エス・オ一株式会社との間に重要な取引はありません。

監査役笹浪恒弘氏は、笹浪総合法律事務所所属の弁護士であります。当社と笹浪総合法律事務所との間に重要な取引はありません。

監査役木下俊男氏は、グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社の代表取締役であります。当社とグローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社との間に重要な取引はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役木下俊男氏は、パナソニック株式会社の社外監査役であり、また株式会社みずほ銀行、株式会社タチエスおよびスリープログループ株式会社それぞれの社外取締役であります。

また、同氏は、2018年8月まで株式会社ウェザーニューズの社外監査役、2018年12月まで株式会社アサツーディ・ケイの社外取締役であります。

株式会社タチエス、スリープログループ株式会社、株式会社ウェザーニューズおよび株式会社アサツーディ・ケイと当社との間に重要な取引はありません。

パナソニック株式会社および株式会社みずほ銀行は当社の取引先ですが、特別な関係はありません。

③主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役

【取締役会】

当事業年度におきましては、取締役会を13回開催いたしました。佐藤康夫氏、

山本明夫氏、藤原立嗣氏の各氏いずれも13回のすべて（出席率100%）に出席しました。取締役会において、佐藤康夫氏、山本明夫氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識、およびグローバル企業における事業責任者を務めた豊富な国際経験、藤原立嗣氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識、および企業金融に関する高度な知識に基づき、海外を含む子会社の事業戦略や資金管理体制、中・長期的なデンカグループの企業経営に関する質問・提言を積極的におこないました。また、業務内容の聴取等の活動をおこない、社外の観点から、取締役等に対して適宜、必要な質問・提言をおこないました。

イ. 社外監査役

【取締役会】

当事業年度におきましては、取締役会を13回開催いたしました。笹浪恒弘、木下俊男の両氏は13回の取締役会のすべて（出席率100%）に出席しました。取締役会において、笹浪恒弘氏は弁護士としての豊富な経験および法律知識、木下俊男氏は日本および米国の公認会計士としての経験および豊富な会計知識に基づき、当社グループの事業展開における諸契約の条件や事業計画に関する会計的視点からの質問・提言を積極的におこないました。また、業務内容の聴取等の活動をおこない、社外の観点から、取締役等に対して適宜、必要な質問・提言をおこないました。

【監査役会】

当事業年度におきましては、監査役会を15回開催いたしました。笹浪恒弘氏、木下俊男氏の両氏は15回の監査役会のすべて（出席率100%）に出席しました。両氏は取締役会等の重要な会議に出席したほか、重要な議事録・決裁書類等の閲覧、各部署・事業所・子会社に対する調査、定期的に開催した部門報告会での業務執行状況等の聴取等の活動をおこない、それらの結果を監査役会に報告し、他の監査役と必要な討議をおこないました。

	取締役会		監査役会	
	出席回数 ／開催回数	出席率	出席回数 ／開催回数	出席率
取締役 佐藤 康夫	13回／13回	100%	—	—
取締役 山本 明夫	13回／13回	100%	—	—
取締役 藤原 立嗣	13回／13回	100%	—	—
監査役 笹浪 恒弘	13回／13回	100%	15回／15回	100%
監査役 木下 俊男	13回／13回	100%	15回／15回	100%

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	78,000 千円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121,970 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、前期計画比での監査時間の増減および2018年3月期で公表されている他社の金額との比較等を評価検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意をおこなっております。
3. 重要な子会社の一部については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、E Y 新日本有限責任監査法人に対して、主として社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、最上位としての「Denka の使命 (Denka Mission)」と、行動規範「Denka の行動指針 (Denka Principles)」からなる企業理念 “The Denka Value” を制定しております。この企業理念のもと、業務執行の適正を確保するための体制として、以下の事項を取締役会にて決定しております。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、法令、定款および取締役会規定に基づき業務執行に関する重要な意思決定をおこなうとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督する。

業務執行取締役および執行役員は、社長の統括のもと、各担当業務を執行するとともに、所管する担当業務部門における従業員の業務執行を監督する。

監査役は、監査役会の定める監査方針に従い、取締役会その他重要会議への出席、取締役からの報告聴取、重要書類の閲覧等により取締役の業務執行を監査する。

当社は、当社および子会社のすべての役員・従業員の法令遵守に関する行動指針として「デンカグループ倫理規定」を定め、社規社則により具体的な法令・定款への適合を確保する。

反社会的勢力に対しては、「デンカグループ倫理規定」の定めに則り、毅然と対応し、利益供与をおこなってはならないことを基本方針として、社内体制を整備する。

内部監査については、専任部署として内部監査室を設置し、包括的な内部監査を実施するとともに、専門的、個別的領域については、機能別に所管各部門および各種委員会が規定類遵守の教育ならびに遵守状況の監査をおこない、必要に応じ担当役員に報告をおこなう。

また、内部監査室は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制報告書」の作成を目的とした、内部統制の整備・運用状況の検討・評価をおこない、その結果を担当役員に報告する。

上記各部門による内部監査を補完し、違反行為を早期に発見、是正するために内部通報制度を設ける。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を取締役会規定、職務基準書等の社内規定に基づき作成し、文書保存規定に基づき保存、管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動に対し重大な影響をおよぼすと思われる危険の発生に対しては、「危機管理基本要綱」を定め対応方針を規定する。

環境、安全衛生、品質管理といった項目については、組織横断的な委員会を組織し包

括的に危険の管理をおこない、部門に固有の項目については該当部門の責任において管理をおこなう。

④取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社は、取締役会における経営の意思決定機能の最適化を図り、また、業務執行とその監督の分離を進め、それぞれの機能を強化するため、執行役員制度を採用する。

意思決定機関としての取締役会とは別に、取締役を構成メンバーとする経営委員会を設置し、案件ごとに担当の執行役員等も参加し討議をおこなうことで経営の重要事項における討議の効率化と迅速化を図る。

予算編成、設備投資等の重要個別案件については、機能別の審議会、委員会等を設置し、専門的かつ効率的な審議をおこなう。

職務基準書において、取締役、執行役員および従業員の基本任務、決裁権限を規定し、職務の執行の効率化を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の管理については、各子会社を所管する部門を定め、当該部門が責任をもって総括的管理をおこなうとともに、各子会社の実情に応じた指導・管理・監督をおこなう。

各子会社の定常業務については、各社の自主性、独立性を尊重し自律的な活動を前提とするが、法令、社会規範の遵守については「デンカグループ倫理規定」等必要な規則を適用し、教育と監督をおこなう。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

当社は、子会社に対して、その子会社を所管する部門から取締役等を派遣し、当社取締役会等においてその子会社における重要な事項について情報交換・協議する。

子会社は、その業務執行のうち、当社グループ全体に及ぼす影響の度合い等を勘案し重要性の高いものについては「関係会社管理職務基準書」に基づき、所管する部門を通じて親会社である当社に事前に報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の企業活動に対し重大な影響を及ぼすと思われる危険の発生に対しては、「危機管理基本要綱」に準じ、対応する。

子会社の環境、安全衛生、品質管理といった項目については、その子会社を所管する部門から派遣された取締役等が、専門の所管各部門とも協議し助言・指導をおこなう。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社は、子会社に対して、その子会社を所管する部門から取締役等を派遣することにより、当社と子会社との情報共有をはかり、当社グループ全体で組織的・効率的に事業を遂行する。

子会社に対してはその重要性の度合いにより、必要に応じて共通の会計システムの導入や管理部門のリソースの提供等をおこない、子会社業務の効率化を図る。

二．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社を含む当社グループを適用対象とした「デンカグループ倫理規定」を定め、子会社のすべての役員・従業員に対し法令遵守を促すとともに、「関係会社管理職務基準書」に基づき、子会社の管理を実施する。

子会社に対する内部監査については、当社の内部監査室を主管として、必要に応じて当社の法務室の支援を得て、適時、実施する。

また、子会社における違反行為を早期に発見、是正するために内部通報制度を設ける。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役会および監査役の職務補佐機関として、監査役室を設置し、監査役と事前協議のうえ、1名以上の専任従業員を配置する。

監査役室は、監査役会の事務局となり監査役から直接指揮命令を受ける。

監査役室に所属する従業員の人事考課およびその他の人事に関する事項の決定については、監査役と事前協議のうえ、実施する。

⑦当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社および子会社の取締役、執行役員および従業員は、部門ごとまたは子会社ごとに監査役の指示・求めに従い、定期的または必要に応じて担当業務の報告をおこなう。

内部監査室は、当社および子会社に対して実施した内部監査の結果を定期的に監査役に報告する。

当社および子会社のすべての役員・従業員から違反行為を通報するための制度として内部通報制度を設け、監査役室をその通報窓口の一つとして定め、監査役室等に通報があつた場合はその内容を監査役に報告する。

内部通報制度により違反行為を通報した者に対してその通報により不利な処遇を受けることはない旨、「デンカグループ倫理規定」に定める。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

取締役は、監査役会および監査役の職務の執行に支障がないよう、必要な予算を確保するとともに、監査役から会社法第 388 条に基づく請求があったときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、これを速やかに支払う。

内部監査室等の内部監査部門は、監査役による監査と連携し、相互の業務が効率的におこなわれるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制の基本を定めた「デンカグループ倫理規定」につき当該事業年度においても引き続き、研修を含めた周知活動を実施いたしました。

②取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役 3 名を含む 8 名で構成され、当該事業年度において 13 回開催されました。法令、定款および「取締役会規定」に基づき、重要な業務執行に関する意思決定をおこなうとともに、取締役および執行役員から、必要な業務執行状況の報告を受け、適切にその監督をおこないました。

また、経営における最重要課題の審議および討議を目的に、取締役、監査役および執行役員の一部を構成メンバーとする経営委員会を月 1 回開催し、経営の重要事項に関する討議の効率化と意思決定の迅速化を図りました。

③監査役の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役 2 名を含む 4 名で構成され、当該事業年度において 15 回開催されました。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監査するとともに、当社グループ会社を含む複数の事業拠点を往訪し、その監査内容につき監査役会に報告いたしました。

また、監査役の職務を補佐するために、監査役室を設置し、専任従業員を配置いたしました。

④リスク管理体制

当社は、企業活動に対し重大な影響をおよぼすと思われる事態に適切に対処するため「危機管理基本要綱」を定め、想定される具体的なリスクの分類と、所管部門、緊急連絡体制などを整備しております。同要綱に規定する「危機管理委員会」およびそれに代わるリスク管理に関連した各種会議体を定期的かつ必要に応じて開催し、取締役会に報告いたしました。

⑤内部監査の実施

当社の内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告するとともに、必要に応じて監査役による監査と連携して、相互の業務が効率的におこなわれるよう協力いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、以下の事項を決定しております。

当社は、当社の企業理念である “The Denka Value” のもと、収益力や業容の拡大による事業基盤の強化を図る一方、社会の信頼と共感を得られる企業であり続けようとする姿勢をさらに徹底することで、中長期的な観点から当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるよう努めております。

また、この基本方針のもと、経営計画「Denka Value-Up」（2018年度から5年間）を策定し、持続的かつ健全な成長の実現に取り組んでおります。

当社は、いわゆる買収防衛策は定めておりませんが、当社の企業価値を毀損するおそれのある大量買付けや、これに応じるか否かを判断するために株主の皆様に十分な情報と時間が提供されない大量買付けなどについては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損ねることのないよう、法令等、金融商品取引所の規則などが認める範囲内において適切に対応してまいります。

【第160期】

貸 借 対 照 表

[2019 年 3 月 31 日 現在]

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	120,635	流 動 負 債	124,321
現 金 及 び 預 金	4,609	買 掛 金	31,005
受 取 手 形	3,971	短 期 借 入 金	27,675
売 掛 金	59,912	コマーシャル・ペーパー	2,000
商 品 及 び 製 品	31,822	一 年 以 内 返 済 預 定 の 長 期 借 入 金	5,053
原 材 料 及 び 貯 藏 品	12,223	1 年 内 償 還 預 定 の 社 債	5,000
前 払 費 用	1,319	未 払 金	16,265
短 期 貸 付 金	1,855	未 払 法 人 税 等	783
そ の 他 の 流 動 資 産	4,921	未 払 消 費 税 等	106
貸 倒 引 当 金	(-) 1	未 払 費 用	6,909
		預 り 金	27,452
		賞 与 引 当 金	1,747
		そ の 他 の 流 動 負 債	321
固 定 資 産	251,116	固 定 負 債	71,132
有 形 固 定 資 産	167,866	社 債	22,000
建 構 物	28,100	長 期 借 入 金	34,442
機 械 装 置	19,370	繰 延 税 金 負 債	5,346
車両 運 搬 具	46,622	土 地 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	8,403
工 具 器 具 備 品	672	退 職 給 付 引 当 金	68
土 地	2,670	株 式 給 付 引 当 金	44
建 設 仮 勘 定	60,451	資 産 除 去 債 務	128
	9,978	そ の 他 の 固 定 負 債	700
無 形 固 定 資 産	830	負 債 合 計	195,453
ソ フ ト ウ エ ア	529	(純 資 産 の 部)	
特 许 使 用 権 他	301	株 主 資 本	152,402
投 資 そ の 他 の 資 産	82,419	資 本 金	36,998
投 資 有 価 証 券	32,783	資 本 剰 余 金	49,284
関 係 会 社 株 式	45,094	資 本 準 備 金	49,284
長 期 貸 付 金	1,879	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
長 期 前 払 費 用	1,178	利 益 剰 余 金	71,610
そ の 他 の 投 資 等	1,483	そ の 他 利 益 剰 余 金	71,610
貸 倒 引 当 金	(-) 1	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	3,804
		繰 越 利 益 剰 余 金	67,806
		自 己 株 式	(-) 5,492
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	23,895
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,635
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,260
資 产 合 計	371,751	純 資 産 合 計	176,297
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	371,751

【第160期】

損益計算書

〔自 2018年4月1日 至 2019年3月31日〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	243,735
売 上 原 価	178,540
売上総利益	65,194
販売費及び一般管理費	45,949
営業利益	19,245
営業外収益 受取利息及び配当金 その他の	7,834 1,056 <hr/> 8,890
営業外費用 支払利息 その他の	524 3,706 <hr/> 4,231
経常利益	23,904
特別利益 投資有価証券売却益	689 <hr/> 689
特別損失 事業整理損 災害による損失	389 481 <hr/> 870
税引前当期純利益	23,723
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	3,850 603 <hr/> 4,453
当期純利益	19,269

【第160期】

株主資本等変動計算書

〔自 2018年4月1日 至 2019年3月31日〕

(単位:百万円)

	資本金	株主資本			利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金		資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	
			その他 資本剰余金			固定資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	36,998	49,284	0	49,284	3,823	58,600	62,424
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				—	△18	18	—
剰余金の配当				—		△10,082	△10,082
当期純利益				—		19,269	19,269
自己株式の取得				—			—
自己株式の処分			0	0			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—			—
当期変動額合計	—	—	0	0	△18	9,205	9,186
当期末残高	36,998	49,284	0	49,284	3,804	67,806	71,610

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,180	145,526	15,816	10,260	26,076	171,603
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—	—
剰余金の配当		△10,082			—	△10,082
当期純利益		19,269			—	19,269
自己株式の取得	△2,311	△2,311			—	△2,311
自己株式の処分	0	0			—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	△2,181		△2,181	△2,181
当期変動額合計	△2,311	6,875	△2,181	—	△2,181	4,694
当期末残高	△5,492	152,402	13,635	10,260	23,895	176,297

【第160期】

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………当期末日前1ヶ月間の市場価格の平均に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産………定額法

無形固定資産………定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。）

リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく、取締役（社外取締役を除きます。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 2018 年 2 月 16 日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産	対象資産はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額	356,605 百万円
3. 保証債務	
金融機関からの借入などに対する債務保証	
4. 関係会社に対する金銭債権・債務	5,233 百万円
短期金銭債権	32,244 百万円
長期金銭債権	1,878 百万円
短期金銭債務	30,817 百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	86,717 百万円
関係会社からの仕入高	33,752 百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	8,772 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	915,625	691,623	166	1,607,082 (株)

- (注) 1 普通株式の自己株式数の増加 691,623 株は、会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得 688,400 株、単元未満株式の買い取りによる増加 3,223 株によるものです。
- 2 普通株式の自己株式数の減少 166 株は、単元未満株式の売り渡しによるものです。

(税効果会計)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	当事業年度末 (2019年3月31日)
繰延税金資産	(百万円)
退職給付引当金	2 1
賞与引当金	5 3 5
事業整理損	4 8 1
投資有価証券評価損	4 0 0
ゴルフ会員権評価損	3 6 9
減損損失	8 4 9
未払事業税等	1 9 9
その他	1, 0 3 2
繰延税金資産小計	3, 8 8 6
評価性引当額	△1, 8 6 7
繰延税金資産合計	2, 0 1 9
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5, 6 9 9
固定資産圧縮積立金	1, 6 6 6
繰延税金負債合計	7, 3 6 5
繰延税金資産（負債）の純額	(5, 3 4 6)

(関連当事者との取引)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱アクロス商事	東京都港区	1,200	無機工業製品、有機工業製品および工業樹脂等の販売	直接68.5%	—	当社より合成ゴム製品他を販売。	当社製品の販売	30,467	売掛金	9,752
子会社	デンカケミカルズホールディングスアジアペシフィックP.L.	シンガポール	6,870万US\$	東南・南アジアにおける地域統括持株会社	直接100%	—	当社の地域統括持株会社。	—	—	預り金	6,654
子会社	㈱YKイノアス	東京都文京区	100	工業用原料資材、土木建築材料および内装材料等の販売	直接100%	—	当社より合成樹脂製品・土木建築材料他を販売。	当社製品の販売	13,790	売掛金	4,570
子会社	デンカ生研(㈱)	東京都中央区	1,000	ワクチンおよび臨床検査試薬の製造販売	直接100%	兼任3名	共同で研究開発を行っている。	—	—	預り金	11,100
関連会社	東洋スチレン(㈱)	東京都港区	5,000	ポリスチレン樹脂の製造加工販売	直接50%	—	当社の製品を原料として供給し、完成品の一部を購入している。	当社製品の販売及び原材料の仕入	14,614 7,359	売掛金 買掛金 預り金	5,785 3,041 4,300

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社製品等の販売及び原材料等の仕入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	2,027円61銭
2. 1株当たり当期純利益金額	220円16銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(その他の注記)

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

デンカ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上林 三子雄 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本多 茂幸 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 康行 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デンカ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

デンカ株式会社 監査役会

常勤監査役	玉木 昭平	印
常勤監査役	酒本 正徳	印
監 査 役	笹浪 恒弘	印
監 査 役	木下 俊男	印

以 上

(注) 監査役 笹浪恒弘、監査役 木下俊男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。